

## 病院局総合評価一般競争入札実施要綱

3 川 病 経 第 5 2 号

令和3年4月1日局長専決

病院局が発注する工事において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が病院局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札の実施については、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱の規定を準用する。この場合において、同要綱中「市が発注する」とあるのは「病院局が発注する」に、「市にとって」とあるのは「病院局にとって」に、「本市」とあるのは「病院局」に、「川崎市総合評価審査委員」とあるのは「病院局総合評価審査委員」に、「市長」とあるのは「病院事業管理者」に、「川崎市総合評価審査委員会」とあるのは「病院局総合評価審査委員会」に、「工事担当部局」とあるのは「工事担当課」に、「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づく指名停止、」とあるのは「川崎市長に対し、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づく指名停止を求めるほか、」に読み替えるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。